

# 厚真町人事行政の運営等の 状況の公表について

厚真町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、人事行政の運営等状況を公表いたします。

厚真町職員の給与においては、国家公務員に準じて支給されており、毎年民間との給与を比較し、その変動を人事院が毎年勧告する内容に準じて改正が行なわれています。

なお、平成十六年度の一般行政職の給与水準（ラスパイレズ指数）は、国家公務員を100とする、町職員は九四・八となります。

## 1 職員の任免および職員数に関する状況 (職員数は、平成17年3月末日現在)

区 分	平成16年度採用	平成16年度末定年退職	職員数
町長部局	総務民生部	1人	54人
	企画調整部		6人
	経済部		18人
	建設部	1人	20人
	会計室		3人
小計	1人	1人	101人
議会事務局			2人
農業委員会事務局			3人
教育委員会			13人
合計	1人	1人	119人

## 2 給与費の状況

### (1) 給与支払額 (平成16年度)

職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
120人	485,876千円	95,386千円	195,527千円	776,789千円	6,473千円

※職員手当には、退職手当を含みません。

### (2) 初任給と経験年数別平均給料月額 (平成17年4月1日現在)

区 分	初 任 給	平均年齢	平均給料月額	経験年数別平均給料月額			
				10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満
大学卒	170,700円	40歳5月	322,900円	271,300円	332,100円	394,500円	405,700円
高校卒	138,800円	46歳8月	377,800円	226,400円	268,800円	378,600円	387,000円

### (3) 職員手当の状況 (平成17年4月1日現在)

手 当 名	内 容	手 当 名	内 容								
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●配偶者 13,500円</li> <li>●扶養親族(配偶者を除く) 2人目まで 1人6,000円 3人目から 1人5,000円 ※満16歳から満22歳までの子供 1人当たり5,000円加算</li> </ul>	住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●借家等(家賃12,000円を超える者に限る)の場合家賃に応じて27,000円を限度に支給</li> <li>●持ち家の場合 2,500円</li> </ul>								
期末手当 勤勉手当	<table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>6月期 1.4月(1.4)</td> <td>0.7月(0.7)</td> </tr> <tr> <td>12月期 1.6月(1.6)</td> <td>0.7月(0.7)</td> </tr> <tr> <td>計 3.0月(3.0)</td> <td>1.4月(1.4)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職務上の段階、職務の級等による加算措置有り</li> <li>・( )は平成16年度支給割合</li> </ul>	期末手当	勤勉手当	6月期 1.4月(1.4)	0.7月(0.7)	12月期 1.6月(1.6)	0.7月(0.7)	計 3.0月(3.0)	1.4月(1.4)	通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>(片道2km以上の者に限る)</li> <li>●交通機関等を利用する場合 運賃の額55,000円を限度に支給</li> <li>●自家用車等を利用する場合 通勤距離に応じて2,000円から24,500円の範囲で支給</li> </ul>
期末手当	勤勉手当										
6月期 1.4月(1.4)	0.7月(0.7)										
12月期 1.6月(1.6)	0.7月(0.7)										
計 3.0月(3.0)	1.4月(1.4)										

### (4) 退職手当の状況 (平成17年4月1日現在)

退職の区分	自己都合	定 年
勤続20年	21.0月分	27.3月分
勤続25年	33.75月分	42.12月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分

### (5) 特別職の報酬等の状況

区 分	平成16年4月現在	平成17年4月現在	期 末 手 当
町 長	820,000円	770,000円	6月期 2.1月(2.1) 12月期 2.3月(2.3) 計 4.4月(4.4)  ( )は平成16年度支給割合
助 役	666,000円	640,000円	
教 育 長	615,000円	600,000円	
議 長	281,000円	281,000円	
副 議 長	223,000円	223,000円	
常 任 委 員 長	200,000円	200,000円	
議 員	180,000円	180,000円	

#### 4 職員の分限および懲戒処分の状況（平成16年度）

##### (1) 分限処分

処分の種類	処分手由	人数
休職	心身の故障	1人

##### (2) 懲戒処分

区分	免職	停職	減給	戒告
処分人数				5人

#### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

##### (1) 勤務時間について

始業・就業時刻	8時45分から17時15分まで ※始業・終業時刻の変更ができる。
休憩時間	12時から12時45分まで
休息時間	12時45分から13時まで

##### (2) 休暇について

種類（有給）	年次有給休暇、病気休暇、特別休暇
有給休暇付与日数	年間20日 ※繰越可能（限度40日） 平成16年平均使用日数 11.2日/人

#### 5 職員の研修状況（平成16年度）

区分	施設への派遣	集合研修（町内）	視察研修
主な研修名	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治政策研修センター（江別）</li> <li>町村会（室蘭）</li> <li>自治大学校（東京）</li> <li>市町村アカデミー（千葉）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規採用者研修</li> <li>管理職研修</li> <li>係長、主任研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主研修</li> <li>町海外研修随員</li> </ul>
参加人数	26人	55人	3人

#### 6 職員の福祉および利益の保護の状況（平成16年度）

①健康診断	総合検診(人間ドック)受診者(30歳以上) 101人 健康診断受診者(29歳以下) 21人
②胆振東部6町職員親善野球ミニバレー大会	参加9人

顔の見える関係であるコミュニティの中にビジネスの視点を入れ、継続性を付けて雇用の場を生

◆コミュニティビジネスを導入したきっかけ

◆コミュニティビジネスの特徴

- ・住民主体の地域密着のビジネス。
- ・必ずしも利益追求を第一としな
- い適性規模、適性利益のビジネス。
- ・営利を第一とするビジネスとボランティア活動の中間領域的なビジネス。
- ・グローバルな視野のもとに、行動はローカルな開放型のビジネス。
- ・問題解決型のビジネスが、コミュニティビジネス。



3月22日、コミュニティビジネス総合研究所長の細内信孝さんを迎え「コミュニティビジネス」をテーマに、開催したまちづくり講演会に、たくさんのご参加をいただきありがとうございました。今月号では、講演内容のポイントについてお知らせします。

◆コミュニティビジネスを起業

◆コミュニティビジネスの事例

例 長野県小川村「郷土食おやき」

自分たちの村を何とかしようとして、郷土愛を持った人たちが中心となって、県内の都市部で売れる事業を7人で始めた。現在では、年商7億、3,500人の村で120人の社員（その8割が60歳以上の女性）の会社に成長し、雇用を創出したことが大きな成果となった。

地域で使われなくなった倉庫などや規格外の野菜を活用し経費を抑えた。

み出すとともに町を活性化する。

- ・自治体経営の考えだけでなく、地域経営の視点を取り入れ、身の丈にあった事業が成功の近道。

◆コミュニティビジネスの事例

- ・福祉、環境、情報ネット、観光交流、街づくり、商店街の活性化、伝統工芸、地域金融、安全などの分野で、自治体経営から地域経営のビジネス視点も持ち、活力ある地域をどう創っていくか。

◆これから地域力の時代

住民×民間企業×行政が協働して総力を合わせる。

◆女性の知恵を活用

生活課題に直面しており、それがよく見えている。

◆厚真町にふさわしいコミュニティビジネスがあるはず

コミュニティを元気にし、地域社会を豊かにする地域の仕事起こし、それがコミュニティビジネスになる。

※昨年実施した町民アンケートの集計・分析結果については、3月に概要版を全戸配布しましたが、詳細な結果は、役場総合計画策定室および上厚真支所で閲覧できます。

また、町ホームページ  
http://www.town.atsunahokkaido.jp/（まちづくり計画）で公開しています。

# 役場総合計画策定室からのお知らせ

献と事業性のバランスは取れているか。